

令和5年度 天理市 市民税・県民税

特別徴収のしおり

特別徴収関係書類を送付します。(この封筒に入っているもの)

① 令和5年度 市・県民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用) 白黒刷

② 令和5年度 市・県民税特別徴収税額通知書(納税義務者用) 青色刷

納税者(従業員本人)が、自らの課税内容等を確認するための通知書です。

▶ ミシン目で切り離し、中を開けずに本人にお渡しください

③ 納入書(特別徴収義務者用)

総括表等において不要の申出があった事業所様については送付していません。

④ 市民税・県民税特別徴収のしおり(この冊子)

なお、納税者への交付に当たっては、プライバシーの保護に充分ご配慮ください。(1ページをご参照ください)

目次

特別徴収のお願い	P.1
特別徴収事務要領	P.2
異動届出書・切替申請書等の提出について	P.4
転勤した方がいたら	P.4
退職・休職した方がいたら [一括徴収]	P.4
退職・休職した方がいたら [普通徴収]	P.5
就職・復職した方がいたら	P.6
事業所の所在地・名称等に変更があったら	P.6
『給与所得者異動届出書』	P.7
『特別徴収への切替申請書』	P.8
『所在地・名称変更届出書』	P.9
『納期の特例に関する承認申請書』	P.10
退職所得に対する住民税の特別徴収について	P.11
納入書記入例	P.14
市・県民税払込取扱局指定通知書	P.16

● お問い合わせ ●

奈良県天理市役所

☎632-8555 天理市川原城町605番地

電話 0743-63-1001 (代)

- ・特別徴収全般、届出書の書き方について
- ・納付、還付について

税務課市民税係 内線 248、249、613
収税課管理係 内線 203、204

令和5年度市民税・県民税特別徴収のお願い

市民税・県民税の特別徴収について格別のご配慮とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

本年度も地方税法第321条の3、第321条の4並びに市税賦課徴収条例第45条の規定により市民税・県民税の特別徴収をお願いすることになりましたので、よろしくお願い申し上げます。

プライバシーの保護の留意点

1 個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつ、それを本人に通知又は公表しなければならず、また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつ、それを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

なお、利用目的を特定個人情報の取得経路ごとに特定（例えば、「本人から取得した特定個人情報は源泉徴収票作成事務」等）し、本人に通知又は公表している場合においては、別途、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）により取得した個人番号の利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報保護法第20条及び第21条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますので御留意ください。

2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

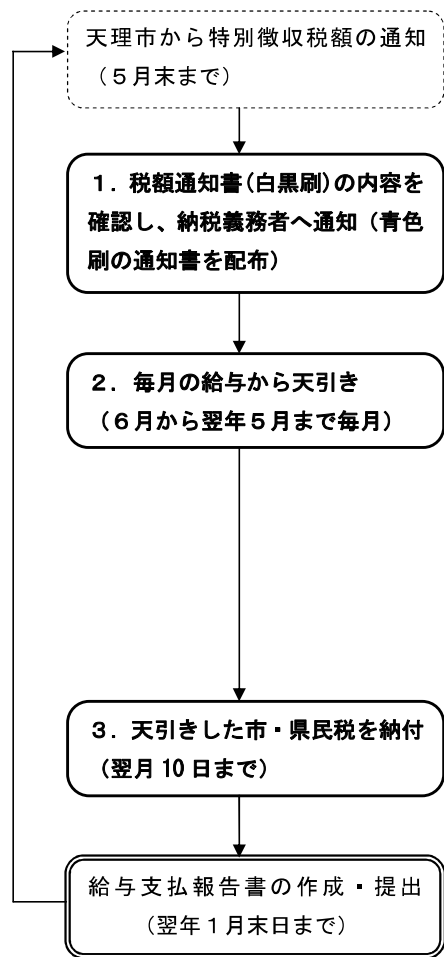
個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めていただきますようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

市民税・県民税特別徴収事務要領

特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、給与の支払を受ける従業員（納税義務者）に代わり、毎月支払う給与から市・県民税を徴収し納入していただく制度です。



1. 市・県民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）にある各納税義務者の月割額をご確認ください。また、特別徴収税額通知書（納税義務者用）を納税義務者である各従業員へ配布し税額を通知してください。

◎ 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後にその税額を更正（増減）する場合があります。その際は特別徴収税額変更通知書を送付しますので、記載内容に従って月割額を変更（納付書記載額を二重線で訂正または白地の納付書を使用）の上納入願います。この変更通知書は税額更正月の翌月に送付します（月1回）。

2. 給与から特別徴収（天引き）してください。

給与所得以外の所得に係る所得割額も併せて特別徴収できるとされており、合算して税額を算出していることがあります。

◎ 転勤・退職・休職など給与の支払を受けなくなった方がいる場合

『給与所得者異動届出書』を提出してください。 → P4, P5, P7

◎ 就職・復職など普通徴収から特別徴収へ切替えたい場合

『住民税の特別徴収への切替申請書』を提出してください。 → P6, P8

◎ 事業所の所在地・名称などに変更がある場合

『特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書』を提出してください。 → P6, P9

3. 取扱金融機関に納入してください。

各納税義務者から徴収した月割額の合計を、「納入書」により納付してください。納期限は徴収した月の翌月の10日（土曜日、日曜日または祝日に当たるときは、その日の翌日）です。各月分の納入期限は、納入書に記載のとおりです。

納期限（翌月10日）までに納入がない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、地方税に定める割合を乗じて計算した金額の延滞金に加算されます。なお、督促状が発行されると、督促手数料の納付も必要になりますので、必ず納期限までにご納付ください。

4. 納期の特例について

総従業員が常時10人未満である特別徴収義務者は、事務負担を軽減する目的で「市・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」(P.10)を提出し、市長の承認を受けることで特別徴収した額を年2回にまとめて納付することができます。ただし、納期の特例は申請以降からの適用になり、申請前に納期が到来している分については、遡って適用することはできません。なお、この制度はあくまでも特別徴収義務者が納入する際の納期の特例ですので、従業員の給与からは毎月特別徴収税額を徴収しなければなりません。

※ 承認申請書の提出は、納期の特例の適用を受けようとする月の20日までに天理市税務課市民税係まで送付してください。

※ 特別徴収税額の納期の特例が承認された場合、翌年からの申請は不要です。

※ 納付書は、上期(11月)と下期(5月)に6カ月分をまとめてご納付ください(翌月10日納期限)。

5. 納入場所(取扱金融機関)

◎ 天理市指定金融機関

南都銀行

◎ 天理市収納代理金融機関

京都銀行 近畿労働金庫 中京銀行 奈良信用金庫 奈良県農業協同組合 奈良中央信用金庫

みずほ銀行(※) 大和信用金庫 りそな銀行

※ 令和5年10月1日より納付書による取扱停止予定

◎ 郵便局

大阪貯金事務センター(539-8794)

天理市以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局をご利用の場合は、当該郵便局を本市の取扱局として指定する必要があります。この冊子の最終ページに掲載の「市・県民税払込取扱局指定通知書」を当該郵便局にご提出ください。なお、前年度ご利用の指定郵便局は、本年度も引き続き利用できます。

6. 特別徴収税額等について不服のある場合

特別徴収税額通知書または同変更通知書について不服のある場合は、その通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に天理市長に対して審査請求をすることができます。(詳細については特別徴収税額の通知書に記載してあります。)

7. 給与支払報告書の作成・提出について(翌年1月)

12月分の給与支払が終わり年間(1月から12月)の給与支払額が確定しましたら、貴事業所が給与の支払をした全従業員のうち、翌年1月1日時点の住所地が天理市である方について『給与支払報告書(個人別明細書)』を作成し提出してください。これに先立ち、11月下旬(予定)に天理市仕様の『給与支払報告書(総括表)』を送付しますので、各個人別明細書に添えてご提出ください。

※ 提出期限：翌年1月31日(土・日の場合は2月第1日曜日)

※ 年度途中で退職された方についても退職時までの金額で作成し提出が必要です。

異動届出書・切替申請書等の提出について

特別徴収税額を通知した納税義務者が、転勤・退職・休職などにより貴事業所から給与の支払を受けなくなった場合、その異動の事実が発生した月の翌月の10日までに『特別徴収に係る給与所得者異動届出書』(P.7)を提出してください。

この手続をされないと、当該異動者にかかる未徴収税額が「滞納」として取り扱われ、貴事業所に督促状が発送されることとなります。また当該異動者への普通徴収納税通知書の発行が遅れることにもなり、一度に多額の税金を納めなければならなくなりますので、忘れず速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。

提出された異動届をもとに、天理市で受付処理した翌月に特別徴収税額の変更通知書(総務省様式)を送付します(月1回まとめて)。ただし、送付月から徴収税額を変更していただく必要のある納税義務者については、処理の都度、仮通知(「特別徴収税額の変更について」)を送付しますので事前にご準備願います。なお、納入書の差し替えはありませんので、納入月ごとに金額を訂正してご使用ください。

転勤した方がいたら…

転勤先で特別徴収を継続する場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で「1 特別徴収継続」を選び、新しい事業所名等を記載いただき、転勤先の担当者に月割額等をお伝えください。

✓ 転勤先が不明な場合や、転勤先と連絡がとれない場合は、「1 特別徴収継続」ではなく、「3 普通徴収(退職後本人が納付)」でお手続きください。

市・県民税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書		受理番号
5	所在地(住所) 天理市川原城町××番地 名称(氏名) ○○○株式会社 法人番号 0743-03-△△△△	特別徴収 届出番号 1234567 特定番号 8789432 特別徴収 届出番号 1234567 特定番号 8789432
給与所得者	氏名 奥島 寛子 生年月日 昭和59年2月3日 個人番号 01071004321198 1月1日現在 天理市丹波町○○番地1-2 120,000 50,000 70,000	特別徴収 届出番号 1234567 特定番号 8789432 特別徴収 届出番号 1234567 特定番号 8789432
転勤先	所在地 天理市津波区△△町5-4 フリガナ 奥島 寛子 名称 奥島 寛子 電話番号 06-xxxx-1111	転勤先へは月割額 10,000 円を 11月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納付するよう連絡してください。(※新しい勤務先にお伝えください。)
1	特別徴収継続	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収(退職後本人が納付)
2	普通徴収(一括徴収)	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収(退職後本人が納付)
3	普通徴収(退職後本人が納付)	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収(退職後本人が納付)

退職・休職した方がいたら… [一括徴収]

退職・休職等により特別徴収できなくなった残税額(未徴収税額)について、退職金や最後の給与からまとめて徴収し、納入することを一括徴収といいます。その場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で「2 一括徴収」を選び、一括徴収した税額の納入月を記入してください。納入は他の給与所得者に係る月割額と併せて、徴収した月の翌月10日までに行ってください。

就職・復職した方がいたら…（特別徴収に切替）

就職・復職などにより特別徴収に切替される場合は、『住民税の特別徴収への切替申請書』（P.8）を提出してください。

- ✓ 納期限を過ぎた期の方は特別徴収に変更できません。（ご本人に納付書等で納めていただく必要があります）
- ✓ 貴事業所が特別徴収を開始できる月を必ずご記入ください。

住民税の特別徴収への切替申請書

（あて先）天理市長 令和 △ 年 10 月 3 日

特別徴収義務者	住所又は所在地	(〒 632-0016) 天理市川原城町 × × 番地 △△△△△△△△ カブシキガイシャ	特別徴収指定番号	<input checked="" type="checkbox"/> 有(1234567) <input type="checkbox"/> 無	
	フリガナ		連絡者の係・氏名並びに電話番号	係	人事給与係
	氏名又は名称	〇〇〇 株式会社		氏名	天理 太郎
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	電話番号	0743-63-△△△△	
	代表者の氏名	甲乙 丙次			
電話番号	0743-63-00△△				
下記の者について、【 1・2・3 4・随・次年度 】期以降分の計 60,000 円を					
10 月分(翌月10日納期限分)から特別徴収します。 ※普通徴収の納期限が過ぎたものは切替できません。					
月割額の事前連絡		1. 不要 / 2. 電話連絡(10月20日までに) / 3. 仮通知(文書連絡)			
切替対象者(納税義務者)	普通徴収通知書番号	8765432	納付方法	1 納付書で納付 2 その他(納付書不要)	
	住所	天理市丹波市町〇〇番地1-2			
	氏名(生年月日)	奈良 花子 (M・T・S・H 60年4月3日生まれ)			

事業所の所在地・名称等に変更があったら…

事業所の所在地・名称等に変更があった場合や特別徴収にかかる書類の送付先を別に設けたい場合などは、『特別徴収義務者所在地・名称変更届出書』（P.9）を提出してください。

- ✓ 合併等により事業所が変更（指定番号が変更）となる従業員がいる場合は、別途『給与所得者異動届出書』を提出してください。
- ✓ 天理市に法人市民税を申告納税されている事業所（法人）は、別途『法人等異動届出書』をご提出ください。

特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書

◆変更があった場合は、送付先に附けてください

令和 △ 年 10 月 15 日	給・特別徴収義務者	〒556-0001 大阪市中央区△△町 × × 番地	特別徴収義務者指定番号	1234567	
天理市長 様	支店	〇〇〇 株式会社	係	総務課給与事務係	
	支店	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	氏名	天理 太郎
	支店	代表者の氏名	甲乙 丙次	電話番号	06-987-××××
変更年月日	令和 △ 年 10 月 1 日	届出理由	1. 住所(住所)の変更 2. 送付先の変更 3. 合併(合併に記入) 4. 名称の変更 5. その他()		
事 項	変 更 前	変 更 後			
所在地(住所)	〒632-0016 天理市川原城町 × × 番地	〒556-0001 大阪市中央区△△町 × × 番地 <input checked="" type="checkbox"/> 送付先(送付する場合は必ず記入)			
フリガナ					
番 号					
電 話 番 号	0743-63-△△△△	06-987-××××			
備 考					
※届出事由「3.合併」を選択された場合は、下欄を記入してください					
合併先の名前		特別徴収義務者指定番号	〒有() <input type="checkbox"/> 無		
合併後の指定番号	1. 現在の指定番号を継続して使用する。 2. 合併先の指定番号()を使用する。⇒「給与所得者異動届出書(転勤)」の提出が必要です。 3. 新規に指定番号を取得する。⇒「給与所得者異動届出書(転勤)」の提出が必要です。		法人	印鑑	

○数字などで使用する場合は

住民税の特別徴収への切替申請書

(あて先)天理市長

令和 年 月 日

特別徴収義務者	住所 又は 所在地	(〒)						特別徴収 指定番号	□有() □無
	フリガナ							連絡者の 係・氏名	係
	氏名 又は 名称								
	法人番号							並びに 電話番号	氏名
	代表者 の氏名								電話番号
	電話番号								
下記の者について、【 1・2・3・4・随・次年度 】期以降分の計 円を 月分(翌月10日納期限分)から特別徴収します。 ※普通徴収の納期限が過ぎたものは切替できません。									
月割額の事前連絡		1. 不要 /			2. 電話連絡(月 日までに) /		3. 仮通知(文書連絡)		
切替対象者 (納税義務者)	普通徴収 通知書番号					納付方法	1 納付書で納付 2 その他 (納付書不要)		
	住所								
	氏名 (生年月日)	(M・T・S・H 年 月 日生まれ)							

○複写してご使用ください

特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書

◆変更があった場合は、速やかに届け出てください

令和 年 月 日 天理市長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
		名称											担当者	係		
		法人番号													氏名	
		代表者の氏名												電話番号		

変更年月日	令和 年 月 日	届出事由	1. 所在地(住所)の変更 4. 名称の変更	2. 送付先の変更 5. その他()	3. 合併(※欄に記入)
-------	----------	------	---------------------------	------------------------	--------------

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地(住所)	〒	〒 <input type="checkbox"/> 送付先(該当する場合は☑してください)
フリガナ		
名 称		
電 話 番 号		
備 考		

※届出事由「3. 合併」を選択された場合は、下欄を記入してください

フリガナ		特別徴収義務者指定番号	<input type="checkbox"/> 有()		
合併先の名称			<input type="checkbox"/> 無		
合併後の指定番号	1. 現在の指定番号を継続して使用する。		市 記 入 欄	入 力	点 検
	2. 合併先の指定番号()を使用する。⇒「給与所得者異動届出書(転勤)」の提出が必要です。				
3. 新規に指定番号を取得する。⇒「給与所得者異動届出書(転勤)」の提出が必要です。					

○複写してご使用ください

市・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

令和 年 月 日

天理市長 様

天理市税賦課徴収条例第46条の2又は第53条の7の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例の承認について申請します。
この特例制度の適用を受けた後において、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく届け出ます。

特別徴収義務者指定番号		
〒		
申請者	所在地 (住所)	
	名称	
	法人番号	
	代表者氏名	
電話番号		
特例の申請を受ける額	令和 年 月分以降の納期にかかる 市民税・県民税特別徴収税額	
	円	
申請の前6カ月間の 月別の給与の支払いを 受ける者の人数及び 当該給与の金額	常時勤務者	臨時雇用者
	年 月 人	円 人
	年 月 人	円 人
	年 月 人	円 人
	年 月 人	円 人
	年 月 人	円 人
	年 月 人	円 人
本市に係る徴収金の 滞納又は最近における 著しい納付等の遅延が ある場合はその事由		
この申請書を提出した 日以前1年以内に納期 の特例の承認の取消通 知をうけたことの有無	1. 無	
	2. 有	

※承認申請書の提出は、納期の特例の特例の適用を受けようとする月の20日までに天理市税務課市民税係まで送付してください。

承認書

令和 年 月 日

様

天理市長 並 河 健

令和 年 月 日付で申請のあった特別徴収税額の納期の特例について、下記のとおり承認します。

【特例の適用後の税額及び納期限】			
令和 年 月分	令和 年 月分	円	納期限
令和 年 月分	令和 年 月分	円	納期限

退職所得に対する住民税の特別徴収について

◎ 退職所得に対する住民税の計算式

退職所得の金額	×	税	率	＝	特別徴収税額	
支払額から退職所得控除額を控除した金額の2分の1を乗じた金額		市 民 税	県 民 税		市 民 税 額	県 民 税 額
(千円未満切り捨て)		6 %	4 %		(百円未満切り捨て)	

退 職 所 得 控 除 額 早 見 表

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
年	万円	年	万円	年	万円	年	万円
1	80	11	440	21	870	31	1,570
2	80	12	480	22	940	32	1,640
3	120	13	520	23	1,010	33	1,710
4	160	14	560	24	1,080	34	1,780
5	200	15	600	25	1,150	35	1,850
6	240	16	640	26	1,220	36	1,920
7	280	17	680	27	1,290	37	1,990
8	320	18	720	28	1,360	38	2,060
9	360	19	760	29	1,430	39	2,130
10	400	20	800	30	1,500	40	2,200
勤続年数が 41 年以上の場合		2,200 万円に、40 年を超える 1 年ごとに 70 万円を加算した金額					

市民税・県民税 納入申告書												
天理市長殿										(受付印)		
令和 年 月 日 提出												
令和 年 月 分			人員		人							
退職手当等 支払金額			十 億	千 百	十 万	千 百	十 百	十 百	十 百	十 百	十 百	円
特別 徴収 税額		市民税										
		県民税										
特別 徴収 義務者		住所(居所) 又は所在地										
		氏 名 又は名称										
		法人 番号 又は 個人 番号										
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定 により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入 について申告します。												

○複写してご使用ください

計算上の注意点

- 1 退職所得の金額（収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額）に千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる。（退職所得の金額は1,000円単位）
- 2 特別徴収すべき税額（市町村民税額、都道府県税額）に百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる（特別徴収すべき税額は100円単位）。
- 3 勤続年数に1年に満たない期間がある場合は、切り上げます。
- 4 障害者になったことが原因で退職したと認められる場合には、該当する退職所得控除額早見表の控除額に100万円を加算します。
- 5 令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当について、勤続年数5年以下で特定役員退職手当等に該当しない短期退職手当等の退職所得の計算方法が、以下のとおり変わります。
退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について全額が課税の対象となります。

◇ 退職手当等の特別徴収税額の納入について

退職手当等の特別徴収税額は、退職手当の支払の際に貴社（庁）において計算し、徴収していただくことになっています。
徴収した退職所得手当等の特別徴収税額は、徴収した月の翌月の10日までに納付書によって払い込んでください。
（給与所得に係る特別徴収税額がある場合は、当該特別徴収税額に併せて納入してください。）

◇ 市民税県民税納入申告書の記載について

退職手当等の特別徴収税額の納入の際には、市民税県民税納入申告書に必要事項を必ず記入の上、郵送にてご提出ください。
なお、退職者の個人別内訳については、13ページの「退職所得の分離課税に係る特別徴収税額の個人内訳書」をご利用ください。
※納入される事業所が法人の場合は、郵送に代えて納入書裏面の納入申告書に記載して提出することができます。

退職所得の分離課税に係る特別徴収税額の個人別内訳書

特別徴収義務者	住所(居所) 又は所在地												
	氏名 又は名称						指定番号						
	法人番号 又は 個人番号											令和	年

氏名 生年月日	住 所	退職手当等 の支払金額	退職所得 控 除 額	就職年月日 退職年月日	勤続年数	市民税額	県民税額	合 計	
年 月 日		円	円	年 月 日 年 月 日	年	円	円	円	
年 月 日				年 月 日 年 月 日					
年 月 日				年 月 日 年 月 日					
年 月 日				年 月 日 年 月 日					
年 月 日				年 月 日 年 月 日					
年 月 日				年 月 日 年 月 日					
年 月 日				年 月 日 年 月 日					
年 月 日				年 月 日 年 月 日					
年 月 日				年 月 日 年 月 日					
年 月 日				年 月 日 年 月 日					
					件 数	件	円	円	円

納 入 書 記 入 例

特別徴収の収納事務をコンピュータ（自動読取装置）により処理しておりますので、金額等の記入に当たっては次の記入例のとおり正確に記入いただくようお願いします。

記入される方へのお願い

- (1) 用紙を折り曲げたり汚したりしないでください
- (2) 黒のボールペンで記入してください
- (3) 数字は記入例に従って記入してください
- (4) 数字がワクからはみ出さないよう注意してください
- (5) 金額の前に「〒」記号を付けしないでください
- (6) 合計額欄にも必ず記入してください
- (7) 訂正する場合は二重線で消して記入してください

良い例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

悪い例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

閉じる カギを
つけな
い
まるめない
閉じ
ない
離さ
ない
突き出さない
閉じる

奈良県天理市 個人市民税 個人県民税 納入書 (公)		振替の請求に使用する欄																																																													
		私出口座番号	私出請求人印																																																												
市区町村コード	口座番号	加入者名																																																													
2 9 2 0 4 4	00900 - 8 - 960157	天理市会計管理者																																																													
		指 定 番 号	納 入 金 額 (1)																																																												
		分																																																													
※納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		納 入 金 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">給 与 (一括徴収 分を含む)</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">退 職 所得分</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">延滞金</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">督 促 手数料</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">合 計 額</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	給 与 (一括徴収 分を含む)												退 職 所得分												延滞金												督 促 手数料												合 計 額											
		給 与 (一括徴収 分を含む)																																																													
		退 職 所得分																																																													
		延滞金																																																													
		督 促 手数料																																																													
合 計 額																																																															
納期限		額																																																													
※ 日 計	□	(2)																																																													
	円																																																														
※は郵便局において使用する欄です。																																																															
(特別徴収義務者)住所(所在地)〒		領 収 日 付 印																																																													
氏名(名称)																																																															

上記のとおり納入します。

(金融機関又は郵便局保管)

市民税・県民税 納入申告書													
天理市長			令和		年		月		日		提出		
退職手当等支払金額				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額	市民税												
	県民税												
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により 分離課税に係る所得割の納入について申告します。									人員		人		
退職者 内訳	住所			住所									
	氏名			氏名									
	退職手当等支払額			円	退職手当等支払額			円					
	退職所得控除額			円	退職所得控除額			円					
	勤続期間			勤続	勤続期間			勤続					
	年月日～年月日			年	年月日～年月日			年					
退職者が3名以上の場合は、特別徴収のしおり「退職所得の分離課税に係る特別徴収税額の個人別内訳書」をご利用ください。													
(特別徴収義務者)													
住所又は所在地〒													
氏名又は名称													
法人番号													



事業所が法人の場合は、納入済通知書の裏面にある納入申告書をご利用いただけます。
 個人事業主の場合は、「納入申告書 (P.12)」をご利用いただき、納入済通知書の裏面にある納入申告書には、何も記入しないでください。

納入申告書記載の要領

1. 「人員」欄には退職手当等の税額を徴収した人員を記載してください。
2. 特別徴収税額の「市民税」「県民税」の欄には、退職手当等から徴収された分離課税に係る所得割の市民税額と県民税額を記載してください。

<取扱金融機関>

- | | |
|----------|-----------|
| 南都銀行 | 大和信用金庫 |
| りそな銀行 | 奈良中央信用金庫 |
| 中京銀行 | 奈良信用金庫 |
| みずほ銀行(※) | 近畿労働金庫 |
| 京都銀行 | 奈良県農業協同組合 |
- (※ 令和5年10月1日より納付書による取扱停止予定)

<取りまとめ郵便局>
 大阪貯金事務センター
 郵便番号 539-8794

※天理市以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局をご利用の場合は、「市・県民税払込取扱局指定通知書」をご提出ください。(初回のみ)